

第1章 組織・処務

浜田地区広域行政組合事務局設置条例

平成9年3月31日

条例第7号

改正 平成11年3月31日条例第2号 平成12年3月3日条例第1号
平成14年3月8日条例第1号 平成15年3月3日条例第1号
平成17年9月30日条例第5号

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、浜田地区広域行政組合事務局（以下「事務局」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 管理者の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く。

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例及び規則に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 職員の進退及び身分、給与及び福利厚生に関すること。
- (4) 予算その他財務に関すること。
- (5) 広域行政に係る総合企画及び調整に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 可燃ごみ処理施設の整備及び整備計画策定に関すること。
- (8) 可燃ごみ処理施設の管理及び運営に関すること。

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月3日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月8日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月3日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第5号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。